

令和6年1月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月26日(金) 午後3時00分
 2. 開催場所 勝山市教育会館 第3研修室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰
 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 2番 坂上 信雄
 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第45号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第46号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第47号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第48号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について
 ・ 農地法3条許可の取り消しに届出について

5. 農業委員会事務局 事務局 長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 主事 田中 愛里沙
 会計年度任用職員 山内 佳奈

令和6年1月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長代理	ただいまから、令和6年1月定例農業委員会を開催いたします。 また、牧野委員、松井委員は欠席の旨お伺いしております。
	それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。
松村会長	(あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いたいします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より1月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 9番 吉田 武博 委員 10番 滝本 和子 委員 の両名にお願いします。
	これより議事に入ります。
議長 (松村会長)	日程第1 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①、②については須見委員より報告をお願いいたします。

須見委員

①、②につきまして、1月の18日に見て参りました。

①につきまして、資料の写真には雪がありますが当日は良い天気で見通しが良く、しっかりと確認できたと思っております。ただ、近辺の道幅に関しては狭く、工事車両の往来が厳しいかなと、そういう中で地区の住民への説明をちゃんとしているのかと確認しました結果、12月中には全て説明を終え、了解を得ているということでございました。

②につきまして、写真のとおり田1枚を転用するのでは無く部分的に転用いたしますので、作業者にとっては非常に効率の悪いやり方かなと思って見てきました。またこちらについても工事車両の往来が多いもので、地区の住民あるいは田んぼの方（所有者・耕作者）に確認しているのか、確認しました結果、12月中に説明を終えているということでございました。説明は以上でございます。

議長
（松村会長）

ありがとうございました。

③については北山委員より報告をお願いいたします。

北山委員

③につきましては、まだ稲株が見えておりました、事前着工もしてありませんし、住宅として転用することに問題はないと思います。

議長
（松村会長）

ありがとうございました。

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第43号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長
（松村会長）

それでは、議案第43号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長
（松村会長）

日程第2 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

（説明）

議長
（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
田中政男委員より報告をお願いいたします。

田中政男委員	18日の日に現地確認を行いました。譲渡人は数年前に地元を離れましたけれども、その土地は全て農事組合法人が耕作をされております。また譲受人はその農事組合法人の構成員でありまして、自分の田んぼも全てその法人で耕作をされております。本申請地におきましても全て農事組合法人が耕作をされるということで問題ないと思います。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第44号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第44号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第3 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（貸借権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第45号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第45号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第4 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による貸借権の設定）及び、日程第5 議案第47号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)

議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
	ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第46号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第46号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続いて、議案第47号について採決いたします。 議案第47号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第47号については「適当である」旨の意見を付すること決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第6 議案第48号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①について、北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	地図を見ていただくとわかりますように、こちらに農地としての価値はないものとして見てきましたので、よろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	②については、田中政男委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	32ページの写真を見てもらいますと、庭石が置かれており木も何本か生えておりまして、一般的な庭というふうに見えますけれども、長期間放置されている感じもしました。非農地であると感じました。

議長（松村会長）	③については、北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	資料の34、35ページのとおり家が4軒建っておりますので、よろしく願いいたします。
議長（松村会長）	④については、田中政男委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	こちらにつきましては先月の議案第42号⑤に上がっていた一帯のところでございます。今回追加の申請ということでございます。写真を見てもらいますと、雑草が生い茂っております。誰が見ても非農地だというような場所でございます。以上です。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
吉田委員	④について、議案書と資料の地番が違うと思いますがどちらが正しいのでしょうか。
事務局	大変申し訳ございません。議案書の地番が正しい申請地でございます。資料のほうは議案書の地番に訂正いただきますようよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。
	他、ございませんか。
	ないようですので、これより、採決いたします。 議案第48号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第48号については、原案どおり承認することに決しました。

議長(松村会長)	次に、報告事項に入ります。 農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地法第3条許可の取り消しの届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは地域計画の進捗状況についてご報告いたします。 (報告)
	続きまして、能登半島地震の義援金についてご報告いたします。 (報告)
	また、次回の農業委員会は、令和6年2月26日(月)午後1時30分から、勝山市役所 3階 第2・3会議室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いたします。

議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長代理	松村会長、ありがとうございました。 以上で1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、 辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉